

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系廃液収集ポンプのグランド部シール用パッキンに締め代不足が認められたため、当該パッキンを交換	対象外	
2	3号機	復水脱塩装置脱塩塔（No. 6）の使用停止時、復水入口弁の開閉表示用リミットスイッチに接点動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	D	
3	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）の淡水側ドレン弁（6台）及びベント弁（3台）の点検において、シートリークが認められたため、当該弁を交換	D	
4	6号機	燃料プール冷却浄化系スキマサージタンクレベル計の高側表示ランプに不点灯が認められたため、当該ランプ用ランプホルダを交換	D	
5	6号機	タービン軸受メタル温度記録計の第1及び第2軸受メタル温度指示値に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該温度記録計を点検・修理	D	
6	6号機	原子炉再循環系ポンプ（A）確認運転時、格納容器雰囲気モニタ装置（A系）異常及び故障を示す警報の発生が認められたため、対応検討	D	
7	集中環境施設	補助ろ過器盤制御装置の点検における保守用ツールによるプログラム確認中にデータ通信不可が認められたため、当該装置のケーブルコネクタ部を点検・修理	D	
8	集中環境施設	廃液乾燥固化系造粒機（B）の造粒固化体ロール間隔計（No. 2）に指示値不良（ダウンスケール）が認められたため、当該計器を点検・調整	D	
9	その他	当発電所サービスホール電気室排気管設置工事のための外壁貫通作業において、埋設されていた照明用ケーブル及び電線管を損傷（切断）させたため、当該ケーブル及び電線管を交換	B	
10	その他	5号機及び6号機用補助ボイラ運転日誌の給水ポンプ出口圧力やドラム圧力等の記載単位について、社内マニュアルを改訂せずに、現場計器に合わせてSI単位系に変更されていることが認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで